



離婚給付契約公正証書

(約束事項)

第■条 Aは、Aの預金口座に振り込まれるCに係る児童手当と対等の金員を、入金後速やかに、Bの指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により支払うことを誓約する。振込に要する費用は、Aの負担とする。

(注) 児童手当支給日までに、離婚に伴う児童手当受給変更手続きが間に合わない場合に、公正証書に記載します。